

## 島根県医師国民健康保険組合からのお知らせ

### 1. 医療費通知を活用した医療費控除申告に係る医療費通知書〔暦年分〕の送付について

本組合では、「医療費通知（はがきサイズ）」として、隔月（奇数月）に受診実績のある組合員・准組合員（従業員）に向けお知らせしています。これは、受診歴と費用額等についてご確認いただくためにお知らせするものです。

更に、医療費通知書は、所得税等確定申告に係る医療費控除に利用できることから「令和3年分医療費に係る通知書〔暦年分〕（封書サイズ）」を2月中旬に組合員・准組合員（従業員）毎に発送いたします。それぞれ該当の皆様にお渡し下さいますようお願いいたします。

※ 昨年1年間に受診歴のない方には発行していません。

※ 「医療費通知書」は、再発行ができませんので大切に保管してご利用ください。

### 2. 出産育児一時金支給金額が令和4年1月以降の出産について変更となりました

今般、産科医療補償制度掛金の見直しが行われ、令和4年1月出産分より産科医療保障制度に加入している分娩機関で出産された場合の加算額が改正されました。これに伴い、当組合の出産育児一時金の支給金額を変更いたしました。（組合規約の一部改正）

令和3年12月まで	令和4年1月以降
出産育児一時金 40万4千円 産科医療保障制度に加入している分娩機関で 出産された場合 加算額1万6千円 <b>合計支給額 42万円</b>	出産育児一時金 40万8千円 産科医療保障制度に加入している分娩機関で 出産された場合 <b>加算額1万2千円</b> <b>合計支給額 42万円</b> ※合計支給額は変わりません

### 3. 医師国保組合に対する補助金制度(インセンティブ)へのご協力をお願いします！

国は、国民健康保険組合に対し、以下の項目についてそれぞれ実績毎のポイントにより補助金が上乘せされる制度を行っています。各項目の実績向上が組合への補助金アップにつながり、加入者の皆様に還元されることとなります。組合員の先生方のご理解とご協力をお願いいたします。

#### ① 特定健診の受診率向上について

請求漏れをご確認の上、お早めに国保連合会に費用請求(データ提供)して下さい。

12月末現在の受診率は 21.4% です〔前年同月実績：25.9%〕

※ 内訳：組合員14.1%、家族17.6%、従業員27.2%

- ・ 先生同士での健診をお奨めします！…自己健診は認められませんが、別の医師の署名による自家健診は差し支えありません。
- ・ 「人間ドック」や「職場健診」、「各郡市医師会等で実施される健康診断」のデータも特定健診データとして利用できます。

#### ② 特定保健指導の実施率向上について

本組合では、特定健診受診者で特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）の対象となった皆さんには、「特定保健指導利用券」をお送りし、保健指導の実施をお願いしております。

組合員の先生による自院での家族・従業員への保健指導の実施は可能です。最終の実績評価後は直接本組合に費用請求を行っていただけますので、手続きは簡単です。

### ③ がん検診受診率の向上について

本組合では、「がん検診事業」として加入者の皆さまに向けた健康管理、疾病の早期発見などにお役立ていただくよう検診費用の助成（対象：①胃がん、②肺がん、③大腸がん、④乳がん、⑤子宮頸がん）を行っております。

※島根大学附属病院で実施された島根県医師会員向け「休日ドック」、職場における定期健康診断など、各種保健事業の申請漏れをご確認ください。

**「マイナンバーカードの普及・利用促進に係る広報」がインセンティブ制度のポイントになっています  
～ご理解とご協力をお願いします～**

1. マイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認」の開始についての広報
2. マイナンバーカードを利用した医療機関・薬局での各種サービスについての広報
  - ・ 被保険者証として利用できます（限度額認定証等の情報も付加されています）
  - ・ 特定健診や薬の情報をマイナポータルで一括管理し自身の健康管理に役立てられます（医療機関・薬局側も閲覧可能に）
3. マイナンバーカードを利用した「コンビニ交付サービス」についての広報
  - ・ コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。（住民票は医師国保組合への加入や住所変更の届出に利用できます）

### 4. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

～まずは医師国保組合事務局にご照会ください～

本組合では、この度の「新型コロナウイルス感染症」に係る感染等の影響を受けて、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等での症状で感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することが出来なかった期間について傷病手当金を支給致します。（組規約第16条の2）

適用となる期間は、令和2年1月1日から令和4年3月31日までの間です。

本傷病手当金の支給を受けるためには申請が必要となります。申請方法並びに申請様式の請求や記入方法など、ご不明な点は医師国保組合事務局までお知らせください。申請様式は組合HPにも掲載しております。

### 5. 後期高齢者の組合員の皆様へ ～インフルエンザ予防接種補助事業について～

本組合の「保健事業実施要綱」に基づき、後期高齢者の組合員の皆様にインフルエンザ予防接種事業を実施いたします。対象となる皆様には個別にご通知申し上げますので、申請手続きをお願いいたします。

1. 実施対象者：後期高齢者の組合員
2. 接種期間：令和3年10月1日から令和4年2月28日まで
3. 申請手続き：インフルエンザ予防接種補助申請書(保健事業様式第6号)に領収書(原本)を添えて医師国保組合に提出 ※接種後お早めに申請をお願いします。
4. 助成金額：申請された自己負担額の全額

～ 保険加入、保険給付、各種健診費用助成等どんなことでもお気軽にお問い合わせください ～

島根県医師国民健康保険組合 Tel：0852-26-3100 URL：<https://shimane-ikokuho.or.jp>